恵庭市内で土地を開発する場合で500㎡以上の土地でその半分以上が屋根や舗装により覆われる場合は恵庭市公共下水道等雨水流出抑制に関する指導要綱第5条により"雨水流出抑制計画書"の提出が必要となります。

雨水流出抑制が必要な場合は、恵庭市雨水流出抑制技術指針によって雨水流出抑制計画を策定しなければなりません。

◎雨水流出抑制計算

番号	内容	確認	備考
A-1	透水係数は原位置試験又はボーリング柱状図等の土質区分によって設定したか。また、その根拠資料を添付しているか。 事前に原位置試験及びボーリングを行わない場合は施工中に土質を確認し、計算書の内容と相違がある場合は速やかに計画変更すること。		浸透施設
A-2	地下水位はボーリング柱状図等の添付根拠資料により設定したか。又、浸透施設と地下水位との関係が分かる図面(構造図や縦断図)は添付したか。 事前に地下水位の確認をしていない場合は施工中に水位を確認し、計算書の内容と相違がある場合は速やかに計画変更すること。		浸透施設
A-3	地下水位の影響を加味した計算結果となっているか。 (最下流施設の条件下または、根拠が立つ条件下で計算しているか。) 事前に地下水位の確認をしていない場合は施工中に水位を確認し、計算書 の内容と相違がある場合は速やかに計画変更すること。		浸透施設
A-4	構造物の寸法等の計算書の条件値と図面との整合性は合うか。		
A-5	設計浸透量の算出に用いる"影響係数"は恵庭市雨水流出抑制技術指針 (p16)による値を用いているか。		浸透施設
A-6	単位設計処理量は1時間当りと10分間当りの2ケースを算出したか。 (貯留施設のみの場合は1時間当りのみで良い)		
A-7	流域毎に検討を行っているか。		

◎流末管の検討					
番号	内容	確認	備考		
B-1	下水道本管へ接続する取付管の流下能力の照査は行ったか。 (管径の照査なので降雨強度式;t=8minを基本とする)				
B-2	流末管の接続先(公共下水道本管・マンホール等)は適切か。		流末管の接続先は 公共下水道施設を 原則とするが、現場 状況等によりやむを 得ない場合は、道路 雨水桝への接続も検 討する。(道路管理者 との協議が必要)		
_○図面ほか					
番号	内容	確認	備考		
D-1	位置図、平面図、縦断図、構造図を添付したか。 (下水道本管までの情報を入れる)(オーバーフローの構造)				
D-2	流入管と流出管の管種、径、延長、高さ、勾配、土被りが記載され、妥当か。 (径:[A=200㎡未満 φ100以上][A=200~600未満 φ150以上][A=600以上 φ200以上]) (最大延長; φ100:12m、φ125:15m、φ150:18m、φ200:24m) (勾配:13‰~20‰(特別な場合は10‰)以上)(土被り50cm以上) ※上記基準外は宅内流下能力照査,駐車場内貯留等の理由を整理のこと。				
D-3	ダクト等の雨水排水設備がある場合は平面図・縦断図に反映されているか。				
D-4	泥溜桝(泥溜15cm以上)の設置位置を表示しているか。				
D-5	表面水をどのように集水するか分かる図面を添付しているか。 (表面水を集水・処理し、隣接地や道路へ流出しないことが分かるか)				
D-6	必要対策量を満たす施設が計画されていることが分かるか。				
D-7	法面崩壊の恐れは無いか。 (のり肩部と浸透施設の離隔は確保出来ているか。)		下水道雨水浸透技 術マニュアル参照		
◎申請ほれ	ý,				
番号	内容	確認	備考		
E-1	雨水流出抑制計画書の鑑を添付の上、提出しているか。				
		1	<u> </u>		
サイン欄		確認日			